

## 「義肢等補装具専門家会議」の開催要綱

### 1 開催目的

平成20年度より開始した筋電電動義手の研究用支給制度は、筋電電動義手の適正な支給の研究に資するため、1上肢を手関節以上で失った者（以下「片側上肢切断者」という。）に対し、筋電電動義手の装着訓練及び適合判定を医療機関において行った上で、筋電電動義手の購入に要した費用を研究用に支給し、支給事案の収集及び分析を行ってきたところである。今般、一定数の支給事案の収集ができたことから、片側上肢切断者に対する筋電電動義手の支給について検討する必要がある。

また、現行の義肢等補装具費支給制度については、医学・技術の進歩により、既存の義肢等補装具の改良・改善がなされているため、実情を踏まえた見直しについて検討する必要がある。

上記のような現状を踏まえ、医学的・専門的見地から、義肢等補装具費支給制度の見直しを行うために、義肢等補装具専門家会議を開催し、検討結果を取りまとめる。

### 2 検討内容

労災保険における義肢等補装具費支給制度について検討する。

### 3 その他

- (1) 本会議は、厚生労働省労働基準局労災補償部長が学識経験者の参集を求めて開催する。
- (2) 本会議には、座長を置き、座長は会議の議事を行う。
- (3) 本会議においては、必要に応じ、本会議参集者以外の学識経験者の出席又は意見書の提出を求めることがある。
- (4) 本会議は公開とする。ただし、別添「公開等に関する取扱いについて」のとおり、会議、議事録等を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は非公開とする。
- (5) 本会議の庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課において行う。

## 公開等に関する取扱いについて

## 1 審議会等の公開・非公開

平成11年4月27日の閣議において決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画について」により、原則として会議又は議事録は公開することとされている。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録等を公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は、非公開とすることができるとされている。

## 2 本会議の取扱い

本会議は、義肢等補装具の種目や価格の検討に当たって、個別の企業名及び個別の品名等について意見又は評価等が述べられることとなることから、個別企業の評価等の風説となりかねず、当該企業及び当該企業の属する市場に大きな影響を与えるおそれがあるとともに、本会議出席者の率直な発言、意見交換を妨げるおそれもあることから、それらのおそれがある議題の開催日においては非公開とする。

ただし、「議事録等を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する」という閣議決定を踏まえ、非公開の場合においても議事録の要旨について、座長の了解を得た後に公開することとする。